

大江町ふるさとまちづくり寄付協賛事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税制度による本町へのふるさと納税促進と「大江町」の魅力や地元特産品の知名度向上、地元経済の活性化などの相乗効果を図るために、本町へふるさと納税をされた方に進呈するお礼の品の提供に協力していただける事業者を募集する。

2 応募の要件

下記の全ての要件に適合すること。

- (1) 大江町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場等のいずれかがあり、町内で生産、製造、加工またはサービス等（販売・体験を含む。以下同様）を行っている法人、その他の団体または個人事業者であること。ただし、大江町内で生産、採取された農産物等を主原料に加工・製造・販売を行っている場合は、町外の事業者も対象とする。
- (2) 法令等に違反していないことまたはそのおそれがないこと。
- (3) 町税等の滞納がないこと。
- (4) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 個人情報取り扱いを厳重に行えること。
- (6) その他、町長が認めるもの

ただし、上記要件に適合しても、町が協賛事業者として適当でないと認めた場合や、お礼の品として適当でないと認めた場合は、参加できないことがある。

3 募集するお礼の品

(1) 要件

2の要件を満たす事業者が生産、製造、加工またはサービス等を行っているもので、以下の要件にすべて適合していること。

ア 大江町の特産品や魅力を伝えられるまたはPRにつながるものであり、かつ町内で栽培、製造、加工、サービス等がなされているもの。製造、加工等については、町内で生産、採取されたものを主原料として町外で製造、加工されたものを含む。

イ 品質及び数量の面において安定供給が見込め、速やかにお礼の品の発送ができること。（ただし、期間または数量限定でも可。）

(2) 価格

寄 付 額	お礼の品価格 (税込、梱包代込)
10,000 円	3,000 円以内
20,000 円	6,000 円以内
30,000 円	9,000 円以内
50,000 円	15,000 円以内
100,000 円	30,000 円以内
200,000 円	60,000 円以内
300,000 円	90,000 円以内
上記以外 (寄付額 5,000 円以上 1,000 円刻み)	寄付額の 3 割以内

※お礼の品代と送料 (別途) は、町が負担する。

※お礼の品の価格には、消費税及び商品の梱包費を含む。

※複数回に分けて発送する返礼品の場合は、合計の商品価格、梱包代で返礼品の価格を設定する。

※送料はお礼の品 1 点ごとに全国一律の金額を事前に協議して設定する。この時、お礼の品と送料の合計が原則寄付額の 45%以内となるように町が寄付額を設定する。

※要件に適合しても、総務省からの通知と照合する等して適当でないと思えた場合等は選定されない場合がある。

4 協賛事業者のメリット

- (1) ふるさと納税では全国各地から寄付が集まるため、販路拡大が期待できる。
- (2) 町が作成するふるさと納税のパンフレットやホームページ等にお礼の品及び提供事業者名が掲載される。
- (3) お礼の品発送時に PR チラシ等を同封していただくことで、販売促進・PRにつながる。

5 募集期間

随時

6 応募方法

次の書類に必要事項を記入し、大江町政策推進課まで提出する。

- ① 大江町ふるさとまちづくり寄付協賛事業者登録申請書 (様式第 1 号)
- ② 返礼品提案書 (様式第 2 号)
- ③ 町税閲覧同意書 (様式第 3 号)
- ④ 直近の納税証明書 ※町外の個人、事業所等の場合

7 個人情報の保護

寄付者の個人情報は、お礼の品の送付以外の目的に使用することができない。ただし、お礼の品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から協賛事業者へ商品申込等で入手された個人情報は対象外とする。

8 留意事項

- (1) ふるさと納税寄付へ迅速かつ的確に対応するため、またお礼の品の適正な管理等に万全を期すため、町ではお礼の品に係る一連の業務を代行事業者に委託している。
- (2) 協賛事業者は、大江町のPRに努めること。
- (3) 協賛事業者は、大江町がふるさと納税周知のために用意するパッケージやラベル等の使用、ノベルティグッズ（おまけ）の同梱に極力協力できること。
- (4) 協賛事業者は、あらかじめ申込みしたお礼の品の変更・辞退をする場合や、お礼の品の発送遅延、販売中止、品質に関する事故等が発生した場合は、速やかに町または代行事業者に報告すること。
- (5) 協賛事業者は、お礼の品に関して、寄付者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとする。また、品質等による補償やクレーム対応については、町は一切責任を負わない。
- (6) 町は、協賛事業者が本要項2、あるいは3に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を取り消すことがある。
- (7) 町は、応募内容に虚偽があった場合若しくは町に損害を及ぼす行為があった場合は登録を取り消すことがある。

2016.6.14.制定

2017.9.29 改定

2020.2.10 改定